

授業コード	JP31060010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	中国法		
英語科目授業名	Chinese Law		
科目ナンバー	JAFUN7905	必修・選択	選択必修
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名 (代表含む)	王 晨		
科目の主題	本講義では、現代中国私法の概説を行う。主に民法総則、物権法、契約法、婚姻法、相続法及び不法行為責任法を対象とする。		
授業の到達目標	中国私法の主要分野について、基本的知識を獲得することを目標とするとともに、中国に固有の「法」の姿及びその普遍的価値を明らかにしたいと思う。		
授業内容・ 授業計画①	<p>(1) 現代中国法の歴史 清末以降の近代法・中華人民共和国成立以来の法の歴史を概観する。現代中国法全体の見通しを得ることを目標としている。</p> <p>(2) 民法総則(その一) 中国における民法典編纂に解説を行う。民法典草案の制定過程における論争も紹介する。</p> <p>(3) 民法総則(その二)民法総則における基本規定(基本原則、法の適用など)について解説を行う。その際、「民法通則」に加え、2017年の新「民法総則」も素材として考察する。『中国民法判例と学説研究 総則編』の判例も適宜に紹介する。</p> <p>(4) 民法総則(その三) 民事主体(自然人、法人、非法人組織)について解説を行う。その際、「民法通則」に加え、2017年の新「民法総則」も素材として考察する。『中国民法判例と学説研究 総則編』の判例も適宜に紹介する。</p> <p>(5) 民法総則(その四)民事権利、民事権利の客体について解説を行う。人身の権利、財産権のほか知的財産権も取り上げる。</p> <p>(6) 民法総則(その五) 民事法律行為・代理・時効の順に解説を行う。その際、「民法通則」、「契約法」を加え、2017年の「民法総則」も素材として考察する。『中国民法判例と学説研究 総則編』の判例も適宜に紹介する。</p> <p>(7) 物権法(その一) 総則、所有権の順に解説を行う。その際、2007年の「物権法」を題材にして、その内容、特徴について考察する。社会主義社会にとって、所有とは、何かを考える。『中国民法判例と学説研究 物権編』の判例も適宜に取り上げる。</p> <p>(8) 物権法(その二) 用益物権、担保物権、占有の順に解説を行う。その際、2007年の「物権法」を題材にして、その内容、特徴について考察する。社会主義市場経済における用益物権の重要性を考察する。『中国民法判例と学説研究 物権編』の判例も適宜に取り上げる。</p> <p>(9) 債権法(その一) 「契約法」の解説を行う。その際、1999年の「契約法」とともに、2018年の「民法典各分編草案・契約編」を一つの素材とする。社会主義市場経済にとって債権の重要性を指摘する。『中国民法判例と学説研究 債権編』の判例も適宜に紹介する。</p> <p>(10) 債権法(その二) 不法行為法の解説を行う。その際、2009年の「不法行為責任法」を題材にして、その内容、特徴について考察する。不法行為法の現代化は、一つの重要な視点になる。『中国民法判例と学説研究 債権編』の判例も適宜に紹介する。</p> <p>(11) 人格権法 一般人格権、生命健康権、姓名権・名称権、肖像権、名誉権、プライバシー権を項目にして取り上げる予定。その際、「民法総則」に加え、2018年の民法典各分編草案・人格権編を一つの素材として考察する。『中国民法判例と学説研究 不法行為編』の判例も適宜に紹介する。</p> <p>(12) 婚姻法 婚姻法の基本原則、婚姻、夫婦関係、離婚、親子、扶養という項目で解説を行う。「婚姻法」に加え、民法典各分編草案・婚姻家庭編の内容についても検討する。『中国民法判例と学説研究 親族相続編』の判例も適宜に取り上げる。</p> <p>(13) 相続法 相続財産、法定相続、遺言相続、遺贈扶養取決め、特別縁故者制度という項目で解説を行う。「相続法」を加え、民法典各分編草案・相続編も取り上げる予定。『中国民法判例と学説研究 親族・相続編』の判例も適宜に紹介する。</p>		

授業内容・ 授業計画②	(14) 民事訴訟法 調停優先の原則とその変化、職権探知主義とその変化、限定的処分権主義、民事訴訟の主な手続き、「民事訴訟法」の整備という項目で解説を行う。民事訴訟法関連の判例も紹介する予定(『人民法院判例選』)。 (15) 期末試験。
事前・事後学習 の内容	テキストの指定された範囲を予習して理解するとともに、学習内容を身につけるために復習しておくこと。 なお、「中国民事法の判例から見た中国法のアイデンティティについて」というレポートの課題がある。前期の後半に出すことになっている。
評価方法	絶対評価 期末試験70%、平常点(授業における議論の参加状況15%、レポート15%) 30%
受講生へのコメント	21世紀は、アジアの世紀であると言われている。中国法は、これからの国際社会において、ますます重要になってくる。現在又は未来のアジアの秩序にとって不可欠になっている中国法であるゆえに多数の学生諸君の受講を希望する。
教材	教員が作成した「中国法」教材・資料を配布する予定。授業は、主にそれに沿って行う。参考書として、高見澤磨ほか著『現代中国法入門第7版』(有斐閣、2016年)、小口彦太・田中信行著『現代中国法 第2版』(成文堂、2012年)、高見澤磨・鈴木賢編『要説中国法』(東京大学出版会、2017年)を指定する。